



米沢市報道資料

令和7年6月27日

建築住宅課空き家対策担当

電話 22-5111(内線 4855)

空家等の対策に関する連携協定事業により所有者
不在の空き家を解体します。

空家等の対策に関して、株式会社横山興業と米沢市において締結した協定事業により所有者不在の空き家を解体するため、下記のとおりご案内いたします。なお、本事業に先駆け、株式会社福副及び中央清掃有限会社と米沢市において締結した協定事業により、家財の片付け、廃棄物の処分を実施しています。

記

1 解体予定期間

令和7年7月2日（水）から令和7年7月11日（金）

2 場所

米沢市吾妻町地内

3 協定事業におけるそれぞれの役割

米沢市：所有者不在の空き家を管理する相続財産清算人等の申し立て、
廃棄物処分費用の減免

株式会社横山興業：空き家の解体（無償）

株式会社福副：家財の仕分け、再利用による処理（無償）

中央清掃有限会社：廃棄物の収集運搬処分（無償）